

業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル方式等）による
公募について（公告）

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和6年6月10日

香川県教育委員会
教育長 淀谷 圭三郎

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度少年団体地域活動推進業務
- (2) 委託期間 契約締結日～令和7年3月19日
- (3) 契約限度額 310,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要 少年団体活動の活性化及び子どもの自主性や社会性の育成を図るための業務の実施。詳細は、別添「令和6年度少年団体地域活動推進業務」仕様書のとおり。

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たす者とする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定した者に限る。）を受けた者。
- (4) 香川県税に滞納のない者。（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加者名簿に登載されていない者は、**香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。**ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）
- (5) 地域の少年教育に関する事業を行うことを目的とする団体で、次の要件を満たしている者。
 - ①定款又はこれに準ずる規約を有すること。
 - ②団体意思を決定し、執行する機関が確立していること。
 - ③自ら経理し、監査する会計機関を有すること。
 - ④全県的な少年教育に関する事業を行う団体であること。

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書（様式1）及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を提出してください。

1) 提出書類

- ①応募意思表明書（様式1）
- ②応募資格要件に適合することを証明する書類
- ③香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。

2) 提出方法

- ・①②については、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。
- ・③については、持参又は郵送により提出すること。

【持参の場合】

(受付期間) 令和6年6月11日(火)から令和6年6月17日(月)まで(土・日曜日を除く。)
(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

【郵送又は電子メールの場合】

(受付期間) 令和6年6月11日(火)から令和6年6月17日(月)17:15まで

- (2) 応募意思表明書等を提出した者全員に対し、6月21日(金)までに応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。
- (3) 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書(様式2)を提出することができます。

4 説明会

説明会は、開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった場合は失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の受付及び回答方法

企画案作成に際して質問等は、令和6年6月24日(月)から令和6年6月25日(金)17時15分までに(電子メール※下記11参照)で照会してください。回答は、令和6年6月27日(木)に、応募資格要件に適合する者全員に電子メールにて回答します。また、下記9の場所において閲覧に供します。

7 企画書の提出期限等

応募資格要件に適合した者は、次の提出書類を、持参、郵送又は、電子メールにより提出してください。

- (1) 企画提案書(様式2)
- (2) 提出期限 令和6年7月3日(水)17:15

8 選定方法

応募受付終了後、応募資格要件に適合した者を対象として質問の受付を行った後、企画提案書の提出を求めます。この企画提案書について、選定委員による審査の上、契約の予定者を選定します。

なお、審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとします。また、最も高い得点を得た者が複数ある場合は、各審査員で再度協議して決定します。

9 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、選定委員会の4名の委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

(1) 評価項目

- ①業務の履行 : 団体の運営体制及び事業実績から業務の履行が確実であるか。
②実施内容 : 提案業務の内容が全県的に少年団体活動の活性化及び子どもの自主性や社会性の育成に資する者であるか。
③期待される効果 : 提案業務の内容から十分な効果が期待できるか。
④見積額 : 消費税を含めた総額

(2) 評価基準

大変優れている = 5点、 優れている = 4点、 普通 = 3点、
やや劣っている = 2点、 劣っている = 1点

(3) 下限の点数の設定

下限の点数として48点を設定します。なお、審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、候補者なしとします。

10 契約書作成の要否

要します。

11 電子契約の可否

(1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与する者）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

(2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

(3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

12 応募・照会先

香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課
社会教育グループ 担当：藤田
〒760-8582 高松市天神前6番1号
Eメール ht7121@pref.kagawa.lg.jp
TEL:087-832-3773 FAX:087-831-1912

13 スケジュール（予定）

- | | | |
|---|----------|------------------|
| ① | 6月10日（月） | 公告開始 |
| ② | 11日（火） | 応募意思表明書受付開始 |
| ③ | 17日（月） | 公告終了・応募意思表明書受付締切 |
| ④ | 21日（金） | 応募資格要件の確認結果通知 |
| ⑤ | 25日（火） | 質問の受付締切 |
| ⑥ | 27日（木） | 質問への回答 |
| ⑦ | 7月3日（水） | 企画提案書受付締切 |
| ⑧ | 5日（金） | 審査 |
| ⑨ | 10日（水） | 企画提案審査結果通知 |
| ⑩ | 12日（金） | 見積書を徴収 |
| ⑪ | 16日（火）～ | 契約締結 |